

道路境界確認証明申請書作成要領

確認証明の申請は道路境界確認証明申請書に關係書類を添付して下さい。

申請書に添付する關係書類は次に掲げるものとする。

- (1) 委任状 : 申請人（土地所有者等）が代理人による場合に添付して下さい。
- (2) 位置図 : 縮尺25,000分の1または50,000分の1の国土地理院の地図原本を切らずに添付し、申請箇所を赤色で表示して下さい。
- (3) 管轄登記所備付け地図 : 法務局備付けの公図の写しに調査年月日、調査者の氏名を記載し、押印したものを添付（転写図可）して下さい。
- (4) 登記簿謄本または抄本 : 国道に接する申請地及び隣接地の原本を添付して下さい。
- (5) 実測平面図 : 縮尺250分の1または500分の1で作成して下さい。
申請地を黄色で着色し、官民境界線は赤色で表示して下さい。
申請地の前後2本目（対向地も同様）の道路境界杭まで作図して下さい。
道路幅員の距離は、境界杭間及び隣接民境界箇所を記入して下さい。
なお、距離を記入することが困難な場合は、歩道端、側溝端、舗装端等からの距離を記入して下さい。
申請付近の永久的構造物（コンクリート擁壁、橋梁、歩道橋、建物等）からの距離も必要に応じて明らかにしておいて下さい。

境界標の種別については下記凡例を参考の上、記入して下さい。

他の出張所と凡例が異なる場合がありますので、申請先の凡例に従って下さい。

凡例	
	国道境界コンクリート杭又は金属プレート
	国道以外のコンクリート杭
	プラスチック杭
	金属プレート
	木杭
	金属鋳
	構造物マーキング

※申請地に接する部分及び対向地に境界杭が無い場合は復元をお願いします。

※対向地に相対する境界杭が無い場合には道路中心線までの距離を表示して下さい。

- (6) 隣接地権者の同意 : 道路に面している土地所有者の記名押印をして下さい。
ただし、土地所有者の記名押印が得られない場合、その理由が真にやむ得ないものと認められるとき（遠隔地等）はその理由を附記して下さい。
国道の公印は隣接地権者全ての同意を得た後になります。
測量者の記名押印をして下さい。

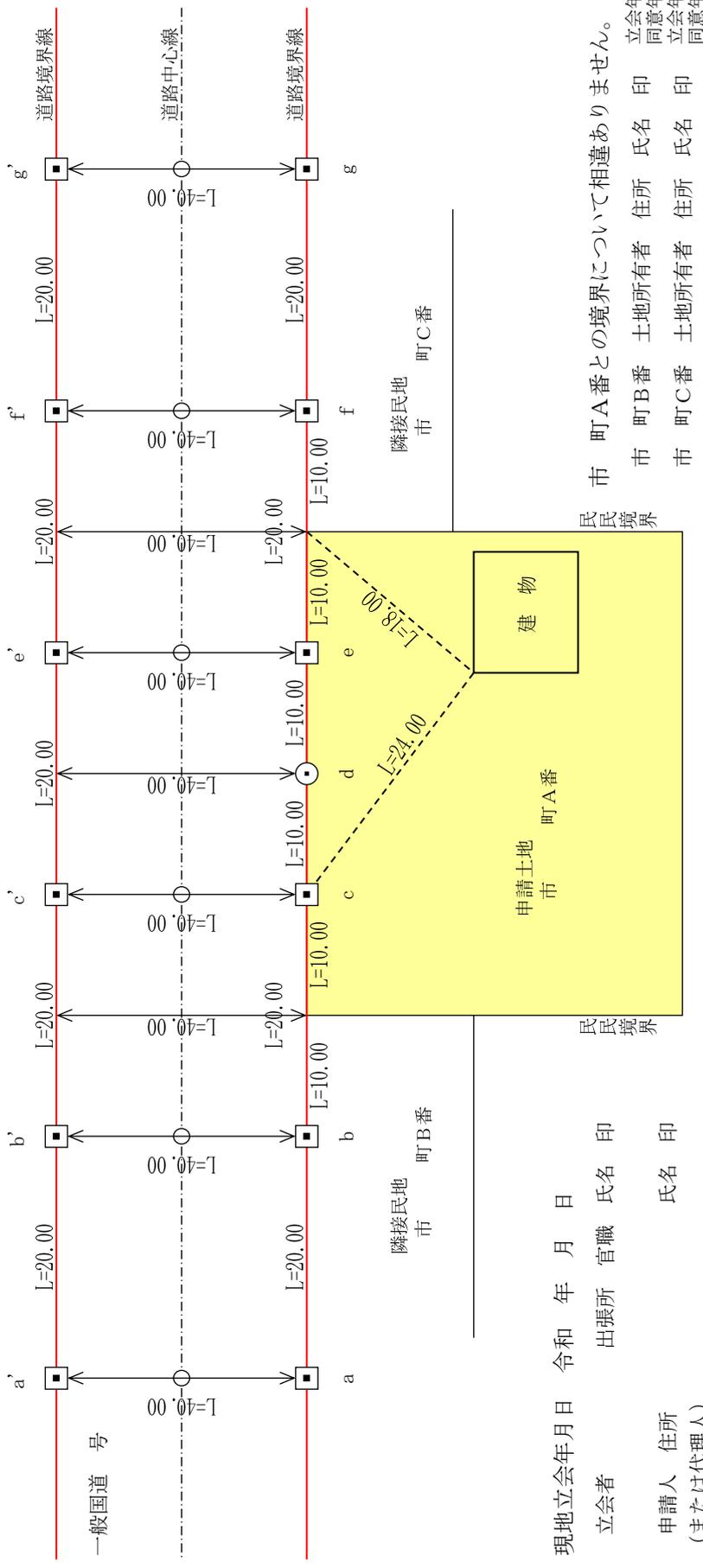
※隣接地権者の同意を得る前（押印前）に十和田国道維持出張所の図面審査を受けて下さい。

※各図面が複数枚数になる時は袋綴じとし、割印を押して下さい。

割印は関係者（隣接者含む）全員分の押印をして下さい。

※申請部数は2部（1部のみ登記簿原本）となります。

実測平面図記載例



現地立会年月日 令和 年 月 日
 出張所 官職 氏名 印
 立会者
 申請人 住所 氏名 印
 (または代理人)

市 町A番との境界について相違ありません。 立会年月日
 市 町B番 土地所有者 住所 氏名 印 同意年月日
 市 町C番 土地所有者 住所 氏名 印 同意年月日

本図境界について異議ありません。
 令和 年 月 日
 国土交通省 東北地方整備局
 青森河川国道事務所
 所長 氏名 印

注1 道路幅員の距離は、境界杭間及び隣接民地境界箇所を記入する。
 注2 Iの距離を記入することは困難な場合は、歩道端、側溝端、舗装端等からの距離を記入する。
 注3 付近の永久的構造物（コンクリート擁壁、橋梁、歩道橋、建物等）からの距離も必要に応じて明らかにしておくこと。